

平成25年度版

信用保証のごあんない

中小企業のみなさまへ



©光プロダクション

信用保証で秋田県の中小企業を応援します。

 **秋田県信用保証協会**
<http://www.cgk-akita.or.jp>

信用保証協会について

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された**公的保証機関**です。中小企業者の方々が金融機関から事業資金を借入する際に**公的な保証人**となることで資金調達の円滑化を図ると共に、様々な経営支援を通じ、地域の中小企業者の**健全で力強い発展を応援**することを目的としています。

信用保証の利用メリット

◆金融機関からの**融資がスムーズ**に受けられます。

これから創業される方や金融機関との取引が初めての方でも信用保証で融資が受けられます。また、当協会が公的な保証人となるため借入しやすくなると共に、金融機関のプロパー融資との併用により借入枠も拡大されます。

◆**低利固定金利や長期**の融資が受けられます。

県や市町村のバックアップにより、借入利率や保証料、借入期間の優遇された保証制度をご利用いただけます。

◆**目的に応じた豊富な保証制度**がそろっています。

県や市町村の保証制度の他、当協会独自の保証制度を用意し、中小企業者の皆様の多様なニーズにお応えしています。

◆**不動産担保を有効活用**できます。

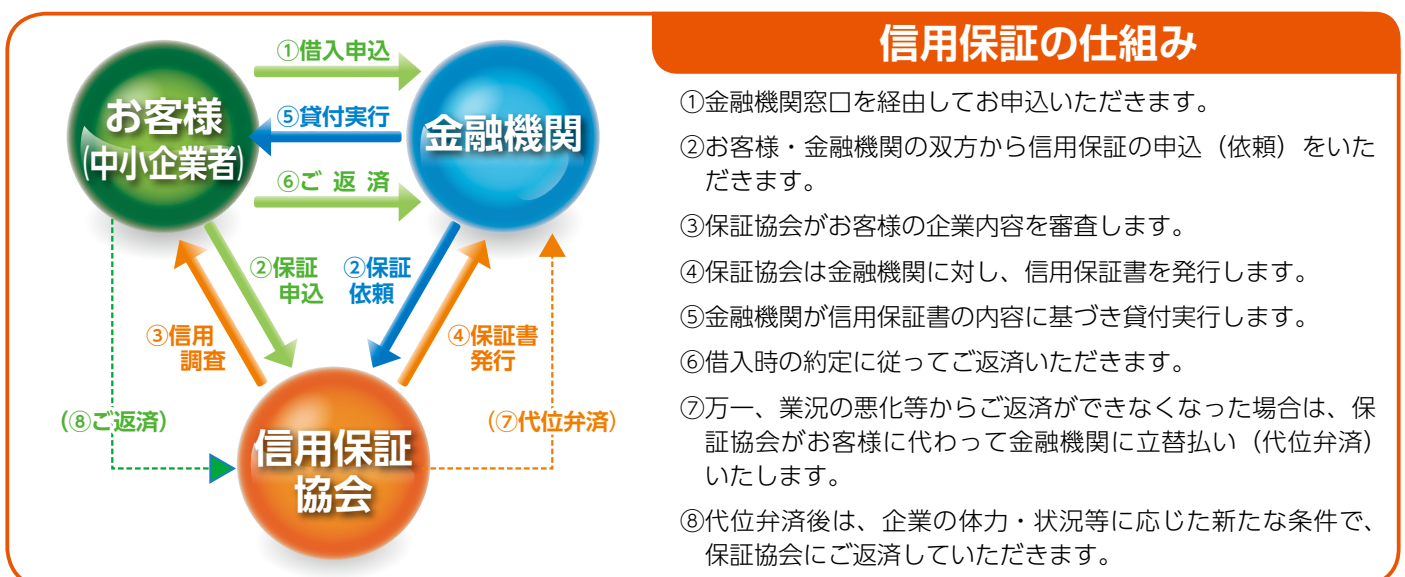
当協会に担保を差入れると、いずれの金融機関からの借入にも利用できます。また、担保設定時の登録免許税は通常よりも軽減（4/1000→1.5/1000）されています。

◆原則として、**法人代表者以外の連帯保証人は不要**です。

連帯保証人のいない方でも融資を受けられます。

◆信用保証料は**損金として処理**できます。

信用保証料は、税法上、費用として認められており、損金としての処理が可能です。



秋田県信用保証協会のご利用について

ご利用いただける方

保証をご利用いただける方は、下記の項目に該当する方となります。

所在地、営業実績

原則として秋田県内に事務所（店舗・事務所・工場等）があつて、現在適法に事業を営んでいる方。
※ただし、これから事業を始められる方（創業者）であっても、ご利用いただける制度がございます。

企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、下表に該当している方。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業等含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

業種

ほとんど全ての業種を保証の対象としていますが、農林漁業、金融・保険業、風俗営業等などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

許認可

許認可を必要とする業種を営んでいる場合、許認可を取得済みの方。

保証限度額

個人・法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

※この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠があります。

保証期間

運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内

※制度保証については、要綱に定める期間となります。

資金使途

事業に必要な運転資金、設備資金

※住宅建築資金などの事業外資金、当面利用予定の無い不動産取得資金など投機的な資金は対象となりません。

連帯保証人

原則として個人は不要、法人は代表者のみ

担保

不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。

※ただし、事業規模、決算状況等により取扱可能額は変動します。



保証審査

保証審査は決算内容のみではなく、次のような項目を踏まえて総合的に行っています。

- 経営実態、金融機関取引状況、不動産状況、担保設定状況
- 支援企業の有無
- 技術力、商品開発力、公的機関の認定
- 今後の成長性、経営計画

赤字・債務超過となっている方でも、今後の見通しや再建のための事業計画の策定等により、企業維持が可能と見込まれればご利用いただけます。

保証をご利用いただくために解決すべき課題

次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- 社会保険料、税金を滞納している
- 前回の保証条件が不履行となっている
- 信用保証料が未納となっている
- 現在保証を受けている債務が延滞中である（連帯保証人を含む）
- 融通手形を利用している
- 高利借入を利用している
- 社外へ資金が流出している
- 設備資金の場合、自己資金が不足している
- 当協会または他県の信用保証協会に代位弁済を受けている債務の連帯保証人となっている

保証をご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証をご利用いただくことができません。

- 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない方
- 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6ヶ月以内の方を含む）または電子記録債権機関の取引不能・停止処分を受けている方
- 当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、支払いの終わっていない方
- 競売、差押、破産等の法的手続き中の方
- 暴力的不法行為者が介在している場合



反社会的勢力とは
取引しません

責任共有制度について

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関との間で「責任共有制度」が実施されています。

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任分担をはかり、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する支援を行うことを目的としています。（※金融機関は代位弁済額の20%程度を負担）

なお、ほとんどの保証が責任共有制度の対象となりますが、**セーフティネット保証、創業者、小規模企業者**を対象とした責任共有対象外の保証制度もございます。

また、責任共有対象となる保証制度については、**信用保証料について応分の引き下げ**を実施しています。

信用保証料について

信用保証協会のご利用に当たっては、信用保証料をご負担いただきます。信用保証料は、お客様の財務内容等に応じ信用保証料率を決定し、お借入金額に対する割合で計算します。

保証料率表（基準となる料率）

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (下段は特殊料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外保証料率 (下段は特殊料率)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

※特殊保証料率は、「小規模企業者カードローン根保証」「事業者カードローン根保証」、「当座貸越根保証」、「手形割引根保証」を利用する場合の料率

信用保証料の計算方法

<一括返済の場合> 信用保証料 = 借入金額 × 保証料率 × 保証期間

<分割返済の場合> 信用保証料 = 借入金額 × 保証料率 × 保証期間 × 分割返済係数

分割返済係数表（均等分割返済の場合）

返済回数	2回～6回	7回～12回	13回～24回	25回以上
分割返済係数	0.70	0.65	0.60	0.55

【定性要因に基づく保証料割引】

- ① 有担保割引 土地・建物などの物的担保をご提供いただいた場合は、当該担保の評価額に応じ、0.1%または0.05%の割引を行います。
- ② 会計処理割引 責任共有保証料率が適用される保証であって、『中小企業の会計に関する基本要領』に拠って財務書類を作成している会社および、会社法に定める『会計参与』を設置している会社については0.1%の割引を行います。

【事例】

100万円を5年間、毎月元金均等返済で借り入れる場合の保証料
 ※ CRD区分は『⑤』、有担保割引0.1%、責任共有対象案件の場合

信用保証料 = 100 (万円) × (1.15% - 0.1%) × 5 (年間) × 0.55 = 28,875円

専門家活用事業について

秋田県信用保証協会では、中小企業の皆さまが抱える課題の発見・解決のために専門家派遣（専門家活用事業）を実施しています。**無料**でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

経営全般の他、以下の具体的分野での専門家派遣が可能となっています。

販売・マーケティング

- 販路開拓 ● 販売促進手法
- ブランド戦略 ● 海外展開 etc

生産

- 工程管理 ● 生産改善
- 省エネ ● 技術開発 etc

情報化

- 情報システム化 ● Web ページ作成
- e コマースサイト作成 etc

食品

- 新メニュー開発 ● 技術指導
- 店舗プロデュース etc

法務・労務

- 人事労務 ● 新会社設立
- 賃金制度設計・運用 etc

税務・会計

- 税務申告 ● 原価管理
- タックスプランニング etc

主な保証制度一覧（協会制度、国・秋田県制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

平成25年4月1日現在

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率 (企業負担、%)	担保	取扱金融機関	備考							
特別保証制度 保証協会の	当座貸越根保証	当 貸	(保証限度額) 2億8千万円	2年 (更新可)	金融機関所定	保証金額5千万円までは原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組(当貸、特定社債除く)、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行(特定社債のみ)、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行(カード、カードmini除く)、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行(特定社債除く)、商工中金(カード、カードmini除く)、かづの農協(当貸のみ)	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。							
	事業者カードローン	カ ー ド	(保証限度額) 2,000万円					原則不要	金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。						
	小規模企業者カードローン	カ ー ド mini	(保証限度額) 300万円					原則不要	従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調達が支援します。						
	特定社債保証	特定社債	(保証限度額) 4億5千万円	2年~7年	1.90以内	保証金額2億円までは原則不要		優良企業としての一定要件に該当する企業が発行する私募債に対する保証です。							
国の特別保証制度	流動資産担保融資保証	流 動 資 産	(保証限度額) 2億円	1年 (更新可)	金融機関所定	在庫または売掛債権のみ	約束手締結金融機関	在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。							
	借換保証制度	-	(保証限度額) 2億8千万円	10年				1.90以内 (※②)	必要に応じ	既存借入金の借換や一本化による毎月返済額の緩和等、資金繰り安定をサポートします。					
	経営安定関連融資保証 (セーフティネット保証)	国 経 営 安 定	(保証限度額) 2億8千万円	10年				SN1~6号0.88 SN7号0.76	必要に応じ	経営の安定に支障を生じている方が対象で、一般保証と別枠で100%保証となります。					
秋田県の特別保証制度	中小企業振興資金	一般資金	振興固定	1億円	運転 7年 設備 10年	2.35	1.00以内 (※②)	必要に応じ	借入から完済まで借入利率が一定となります。						
			振興変動		運転 10年 設備 15年	2.10 (※④)			借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。						
		小規模事業振興資金	小 規 模	(県小口と合算で) 1,250万円	運転 7年 設備 10年	2.35	0.45以内		従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。						
		中小企業災害復旧資金	災 害 復 旧	1,000万円	10年	1.75	なし		原則不要	災害によって事務所又は事業所が罹災した方が対象です。					
	流動資産融資保証	県 A B L	1億円	1年 (更新可)	2.00	0.68	在庫または売掛債権のみ	在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。							
	経営安定資金	経営安定資金	受注減	8,000万円	10年	1.95	1.00以内 (※②)	必要に応じ	この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ①直近3ヵ月間、過去12ヵ月間のうち6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高が、前々年同期比又は前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ②直近決算において赤字を計上						
			連倒	(特別改善枠を除く経営安定資金と合算で) 2億円			0.45以内		倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有す企業が対象です。						
			緊急経済対策枠	8,000万円			1.75		0.18	セーフティネット5号認定企業が対象で、セーフティネット保証と合わせて限度2億8千万円となります。(責任共有対象外)					
	その他	事業革新資金	新事業事業革新	1億円	10年	1.95	0.60以内	必要に応じ	中小企業再生支援協議会の支援を受け事業再生に取り組む企業が対象です。						
									再生可能エネルギー設備資金	エ ネ ル ギ ー 設 備	2億円	15年	1.95	0.60以内	必要に応じ
再生可能エネルギー導入支援資金									エ ネ ル ギ ー 支 援	2億8千万円	15年	1.95	1.00以内 (※③)	必要に応じ	発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。
中小企業連携支援資金		グ ル ー プ 連 携	5,000万円	10年	1.95	0.60以内	必要に応じ	発電事業を行う方の必要資金を支援します。							
秋田県事業承継資金		県 事 業 承 継	5,000万円	10年	1.95	0.60以内 (※②)	必要に応じ	異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。							
中小企業アグリサポート資金		県 ア グ リ	2,500万円	10年	1.95	0.60	必要に応じ	次の何れかの企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方が対象です。 ①破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業 ②事業の一部又は全部を取りやめる企業							
責任共有制度の対象除外資金	秋田県小口零細企業保証	県 小 口	(小規模と合算で) 1,250万円	運転 7年 設備 10年	2.15	0.50以内	原則不要	農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。(農業法人を含む)							
	秋田県創業支援資金	県創業関連	(県再起と合算で) 1,000万円	7年	2.15 (創業塾受講者は1.95%)	0.70	不要	従業員20名(商業・サービス業は5名)以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が1,250万円以内となる方が対象です。							
		県創業等関連	1,500万円					これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方が対象です。							
	秋田県再建企業特別融資資金	県再起	(県創業関連と合算で) 1,000万円	10年	金融機関所定	0.70	不要	上記の方に加え、これから分社化を行う会社及び分社した日以後5年を経過していない会社が対象です。							
県事業再生		1億円	1年	金融機関所定	1.2以内	必要に応じ	過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。 法的な再建手続により事業再生に取り組む方が対象です。								

6 ※①責任共有制度の対象となる秋田県制度とセーフティネット保証の1号~6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。(県ABL、エネルギー設備、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く) ※②セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号~5号認定の場合0.88%、7号認定の場合0.76%となります。
7 ※③セーフティネット7号認定の場合の保証料率は、0.76%となります。 ※④お借入後の料率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。

主な保証制度一覧（市町村制度）

① 一般資金（原則として、責任共有制度の対象となります）

平成25年4月1日現在

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利(%)※①
秋田市	マル市	運転・設備	3,000万円	10年	2.45
男鹿市	マル男		1,500万円	10年	2.45
潟上市	マルK		1,000万円	10年	2.45
五城目町	マル五		1,000万円	10年	2.45
八郎潟町	マル八		1,000万円	10年	2.45
井川町	マル井		1,000万円	10年	2.45
大潟村	マル潟		500万円	5年	2.45
大館市	マル大	運転・設備	1,000万円	7年	2.45
鹿角市	マル鹿		1,500万円	10年	2.45
北秋田市	マル北		1,000万円	10年	2.45
小坂町	マル坂		1,000万円	10年	2.45
上小阿仁村	マル上		700万円	10年	2.45
能代市	マル能	運転・設備	1,500万円	10年	2.45
八峰町	マル樺		1,000万円	10年	2.45
三種町	マル三		2,000万円	10年	2.45
藤里町	マル藤		1,000万円	10年	2.45
由利本荘市	マル荘	運転・設備	1,000万円	7年	2.65
にかほ市	マルに		※② 1,500万円	10年	2.65
大仙市	マル仙	運転・設備	※③ 1,500万円	10年	2.45
仙北市	マルセ	運転	1,000万円	10年	2.45
		設備	1,500万円		
美郷町	マル美	運転・設備	1,500万円	10年	2.45
横手市	マル横	運転・設備	※④ 1,500万円	10年	2.45
湯沢市	マルゆ		2,000万円	10年	2.45
羽後町	マル羽		2,000万円	15年	所定
東成瀬村	マル東		1,000万円	7年	2.45

※① 市町村からセーフティネット5号認定を受けた方の借入利率は2.25%（由利本荘市・にかほ市は2.45%）となります。

※② 平成27年3月31日受付分までは2,000万円 ※③ 平成26年3月31日受付分までは3,000万円 ※④ 平成27年3月31日受付分までは2,000万円

② 小規模企業向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・従業員数20名以下（商業・サービス業の場合は5名以下）で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、1,250万円以内となる小規模企業の方が対象となります。
- ・上記の市町村制度と併用することもできますが、利用限度額は両制度合算で、一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。

平成25年4月1日現在

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利(%)
秋田市	マル市小口	運転 設備	1,250万円	10年	2.25
男鹿市	マル男小口		1,000万円	10年	2.25
潟上市	マルK小口		1,000万円	10年	2.25
五城目町	マル五小口		1,000万円	10年	2.25
八郎潟町	マル八小口		1,000万円	10年	2.25
井川町	マル井小口		1,000万円	10年	2.25
大潟村	マル潟小口		500万円	5年	2.25
大館市	マル大小口	運転・設備	1,250万円	7年	2.25
鹿角市	マル鹿小口		1,250万円	10年	2.25
能代市	マル能小口	運転・設備	1,250万円	10年	2.25
八峰町	マル樺小口		1,000万円	10年	2.25
三種町	マル三小口		1,250万円	10年	2.25
藤里町	マル藤小口		1,000万円	10年	2.25
由利本荘市	マル荘小口	運転・設備	1,000万円	7年	2.45
にかほ市	マルに小口		1,250万円	10年	2.45
大仙市	マル仙小口	運転・設備	1,250万円	10年	2.25
仙北市	マルセ小口	運転	1,000万円	10年	2.25
		設備	1,250万円		
美郷町	マル美小口	運転・設備	1,250万円	10年	2.25
横手市	マル横小口	運転・設備	1,250万円	10年	2.25
湯沢市	マルゆ小口		1,250万円	10年	2.25
東成瀬村	マル東小口		1,000万円	7年	2.25

- 保証人は、原則として、法人は代表者のみ、個人の場合は不要です。
- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じご提供いただくこともございます。（各小口制度は原則無担保となっております。）
- 保証料は各市町村で全額又は一部を補給しております。

目的別保証制度

お客様のニーズにお応えできるよう各種の保証制度を用意しています。目的に合わせてご利用ください。

創業者向けの資金

これから創業する方、創業されて間もない方を応援します。

秋田県創業支援資金

借入限度額	2,500万円
保証期間	7年（据置期間2年以内を含む）
借入利率	2.15%
保証料率	0.70%
資金用途	事業資金（不動産取得・金融債務返済資金を除く）

売上・利益の低迷に悩んでいる

指定業種に属し、売上高の減少等について市町村の認定（セーフティネット5号認定）を受けた方がご利用いただけます。

秋田県経営安定資金 緊急経済対策枠（県緊急）

借入限度額	2億円
保証期間	10年（据置期間2年以内を含む）
借入利率	1.75%
保証料率	0.18%
資金用途	事業資金

※本制度の取扱期間は平成26年3月31日保証申込受付分までとなります。

新たな取組に挑戦したい

中小企業者が連携し、それぞれが持つ経営資源を生かして新たな商品開発や、販路開拓などを行うための取組を支援します。

秋田県中小企業連携支援資金

借入限度額	5,000万円
保証期間	10年（据置期間3年以内を含む）
借入利率	1.95%
保証料率	0.60%
資金用途	事業資金



再生可能エネルギー発電事業に進出したい

風力、太陽光、水力などの再生可能エネルギー発電事業に進出される方の資金調達を支援します。

再生可能エネルギー設備資金

借入限度額	2億円
保証期間	15年（据置期間3年以内を含む）
借入利率	1.95%
保証料率	0.60%
資金用途	発電事業に係る設備設置資金

再生可能エネルギー導入支援資金

借入限度額	2億8,000万円
保証期間	15年（据置期間3年以内を含む）
借入利率	1.95%
保証料率	1.00%
資金用途	事業資金（用地取得・金融債務返済資金を除く）

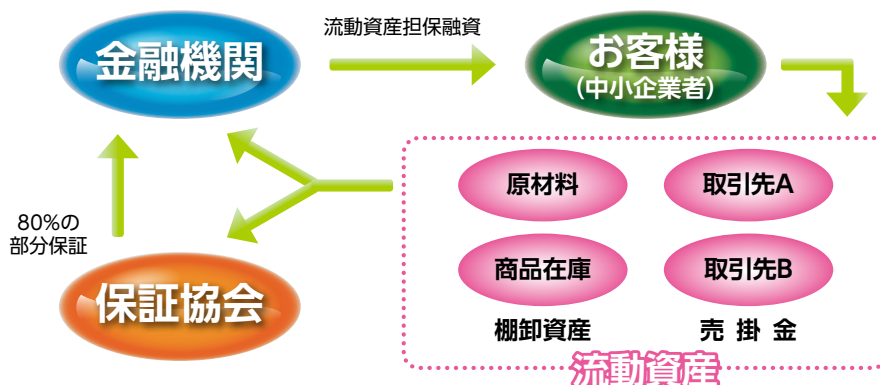
売掛債権や在庫を活用したい

中小企業者の皆様が保有する流動資産（売掛債権、棚卸資産）を担保として活用し、不動産担保によらない資金調達をサポートします。

秋田県流動資産担保融資保証（県 ABL 保証）

借入限度額	1億円
保証期間	根保証：1年（更新可） 個別保証：1年以内（売掛債権を担保とする場合のみ）
借入利率	2.00%
保証料率	0.68%
資金用途	事業資金

※この制度は80%の部分保証となり、20%は金融機関のプロパー貸出と同等の扱いとなります。



小規模企業者向けの資金

小規模企業者〔従業員20名（商業・サービス業は5名）以下〕の資金調達を支援します。また、これらの保証制度をご利用の方は希望に応じて専門家の派遣を無料で受けることが可能です。

小規模事業振興資金（マル小）

借入限度額	(県小口と合算で) 1,250万円
保証期間	運転資金： 7年（据置期間1年以内を含む） 設備資金： 10年（据置期間2年以内を含む）
借入利率	2.35%（セーフティネット1号～6号に該当の場合は2.15%）
保証料率	0.45%（セーフティネット1号～6号に該当の場合は0.50%）
資金用途	事業資金

秋田県小口零細企業保証（県小口）

借入限度額	(マル小と合算で) 1,250万円
保証期間	運転資金： 7年（据置期間1年以内を含む） 設備資金： 10年（据置期間2年以内を含む）
借入利率	2.15%
保証料率	0.50%
資金用途	事業資金

事業資金をタイムリーにご利用いただけるカードローンにより、小規模企業者の経営の安定と、健全な発展を応援します。

小規模企業者カードローン（カード mini）

借入限度額	300万円 ※以下の要件に該当することが必要となります。 ・平均月商の3ヶ月以内 ・本件を含む保証残高が3,000万円以内
保証期間	2年（更新可）
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	0.39%～1.62%
資金用途	事業資金

※総保証額が100億円に達した時点で終了となります。



信用保証協会団体信用生命保険制度について

中小企業者のご家族や、事業承継をされる方の安心のため、平成21年11月より団体信用生命保険（保証協会団信）を取扱っています。ご加入手続きは簡単ですので、ぜひご利用下さい。

なお、団体信用生命保険は中小企業者のニーズに応えるためのプラスワンサービスとして導入したものであり、**団信加入と信用保証の諾否は全く関係ありません。**

制度の仕組み

個別の保証付融資に関し、全国信用保証協会連合会（以下「連合会」）と生命保険会社の間で、中小企業等を被保険者とする団体信用生命保険契約を結びます。

保証協会団信付の保証債務が完済する前に被保険者が死亡・高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務を弁済します。

加入資格

加入申込日現在満20歳以上満66歳未満の方で次に該当する方

- ・個人事業主
- ・中小企業者に該当する法人の代表者で、かつ保証付融資の連帯保証人となる方

※組合、医療法人等は加入の対象となりません。

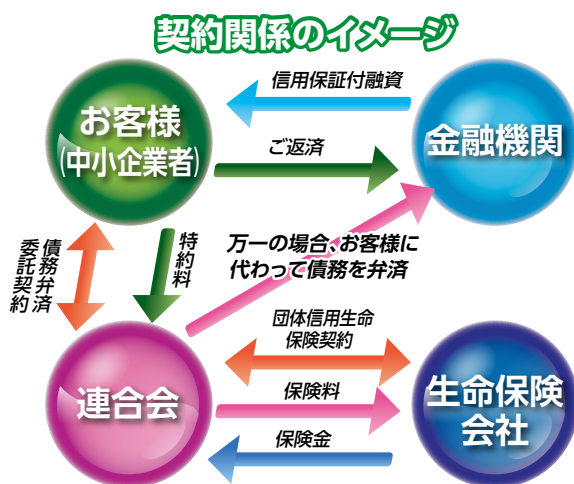
融資形式

融資金額100万円以上で期間1年以上の分割返済

※ご加入いただける保険金額は、一被保険者1億円が限度です。

特約料

特約料（保険料）は年払いで債務残高をもとに計算されますので、一般の生命保険よりも割安です。



年払特約料の目安 (融資金額100万円、元金均等返済、据置期間なしの場合)

(単位: 円)

返済期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
3年	5,630	3,210	1,130								9,970
5年	5,880	4,420	3,170	1,920	680						16,070
7年	5,980	4,940	4,050	3,160	2,270	1,370	480				22,250
10年	6,060	5,330	4,710	4,080	3,460	2,830	2,210	1,590	960	340	31,570

※上記の金額はあくまで目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

※特約料は今後変更される場合があります。

秋田県信用保証協会

<http://www.cgc-akita.or.jp>

□ 本所	〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)		
□ 総務企画部	TEL 018 (863) 9011	FAX 018 (863) 9188	
□ 経営支援部	TEL 018 (863) 9013	TEL 018 (863) 9015	FAX 018 (863) 9188
□ 管理部	TEL 018 (863) 9014	TEL 018 (863) 9017	FAX 018 (863) 9188
□ 秋田事業部	TEL 018 (863) 9016	FAX 018 (863) 9010	
□ 大館支所	〒017-0897 大館市字三の丸90番地	TEL 0186 (49) 2281	FAX 0186 (49) 2280
□ 能代支所	〒016-0817 能代市上町6番28号	TEL 0185 (54) 2377	FAX 0185 (55) 2264
□ 本荘支所	〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4	TEL 0184 (22) 5330	FAX 0184 (22) 5332
□ 大曲支所	〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号	TEL 0187 (63) 1811	FAX 0187 (63) 1812
□ 横手湯沢支所	〒013-0046 横手市神明町2番27号	TEL 0182 (32) 2361	FAX 0182 (32) 2363